

中小業者の活力を活かし、持続可能な地域づくりを

# 経済・金融危機突破への 5つの緊急要求

- 1 個人消費を拡大するため、消費税をただちに減税するとともに社会保障予算を大幅に増やし、雇用を守る。
- 2 中小業者に必要な資金をまわす緊急対策を実施する。
- 3 自治体が行う地域・生活密着型の創造的公共事業を応援し、中小業者の仕事を増やす。
- 4 大企業による一方的な下請切りを許さず、「休業補償制度」を創設し、地域産業、下請製造業の生き残りを支援する。
- 5 財源は、消費税増税ではなく、不公平税制の是正と大企業の内部留保を活用し、確保する。

## 「5つの緊急要求」パンフレット発行にあたって

2008年秋、アメリカで起こった金融危機はまたたく間に世界各国の経済を直撃しました。日本経済は戦後最悪の不況に突入し、2009年1～3月期の実質国内総生産(GDP)の成長率は、▲4.0% (年率▲15.2%)を記録しました。この落ち込みは先進国の中でも際立っています。

この原因は、輸出によって大儲けする大企業を最優先で応援し続けてきた経済政策にありました。この反省から、「内需主導への転換」を求める声が強まり、「持続可能な地域づくり」に経済政策を転換する大きな転機を迎えていたのです。

ところが、麻生内閣は、財界に絶賛される経済対策を継続し、整備新幹線や高速道路網・港湾の整備などの大型公共工事を復活させ、「エコ」を看板に家電や自動車製造大企業の救済策を打ち出しました。

多くの中小業者は展望すらつかめず、崖っぷちに追い込まれています。

こうしたなか、大企業は下請を再編・淘汰し、資材調達コストをさらに削って、利益を増やす体制作りをすすめており、「景気が回復しても仕事は6、7割しか戻らない」(経産省職員)危険性が指摘されています。また、大企業支援のための財政出動によって、国と地方の国債残高は804兆円(国民一人当たり670万円。2009年度末)に達し、その穴埋めのために政府は、2011年度までに消費税増税を実施しようとしています。

このままでは、中小業者の経営も国民の生活も成り立たなくなります。

全商連は4月14日、「中小業者の活力を生かし、持続可能な地域づくりを一経済・金融危機突破への5つの緊急要求」を発表して以降、金融庁、中小企業庁、厚生労働省など政府交渉や政党への要請を展開するなど、緊急要求実現へ積極的に行動してきました。

そして、緊急保証制度の据置期間2年への延長(4月27日実施)やセーフティーネット貸付の上限金利設定と追加利下げ(6月15日実施)、「10年返済、据置期間2年」の融資制度を創設する自治体の広がり、「固定費補助」「緊急休業補償制度」をめぐる政府の前向きな変化をつくりだしています。

このパンフレットが各地の政策提案活動や要求実現をめざす運動に生かされ、未曾有の経済危機を生き抜くために役立てていただければ幸いです。



中小企業庁・長谷川長官に融資制度改善の要望書を手渡す国分会長(左端。1月13日)

2009年6月

全国商工団体連合会

# 1

## 個人消費を拡大するため、消費税をただちに減税するとともに、社会保障予算を大幅に増やし、雇用を守る

- ①緊急措置として、消費税の税率を3%に引き下げ、免税点を年間売上3,000万円に戻す。
- ②国保料・税を引き下げ、無条件で正規保険証を交付し、窓口負担を軽減する。国保への国庫負担を総医療費の45%に戻す。
  - ▼後期高齢者医療制度を廃止し、差別医療をやめる。
  - ▼医療費抑制策を転換し、医療・介護崩壊に歯止めをかける。
- ③雇用調整助成金の申込窓口を増やし、給付までの時間短縮、給付期間と日数の延長を緊急に行う。
  - ▼小規模・家族経営の事業主には雇用保険への加入を認め、雇用調整助成金や失業給付を支給する。
  - ▼大企業の身勝手な解雇を規制し、雇用を守るルールを確立する。
  - ▼雇用保険料、労働保険料を大幅に引き下げる。

要求の第1は、経済・金融危機の打開に向けて、減税と社会保障の充実によって消費を拡大することです。

### 消費税減税を内需再生の起爆剤に！

消費税の税率引き下げは、ほとんどすべての商品価格の引き下げにつながるため、消費者が買い物をすればするほど減税効果が実感され、消費購買力が持続的に拡大します。

EUでは、経済・金融危機対策として加盟国に付加価値税の引き下げ実施を勧告。イギリスでは、消費税率2.5%の引き下げが実施され、経済

効果を上げています。

日本でも、消費税など3兆円の引き下げでGDP（国内総生産）を2兆円押し上げる効果があると試算されています（みずほ総研試算）。税率の引き下げは、政府がやる気になればすぐできる即効性のある施策です。

### 中小業者つぶしの消費税 免税点の引き上げを

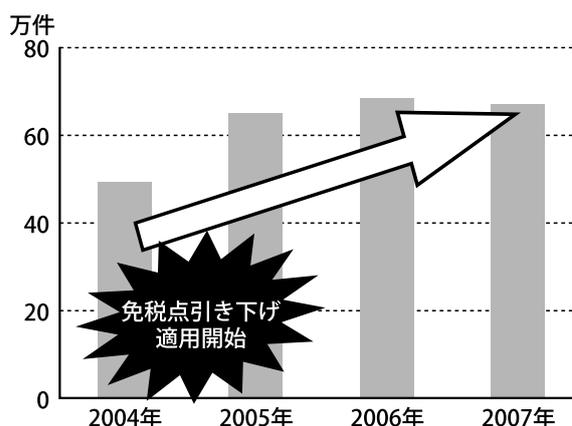
消費税は小規模な業者ほど、取引先やお客さんから受け取ることが困難です。赤字でもかかる消費税は、「食えば払えず、払えば食えない」中小業者つぶしの税金です。免税点の引き下げで、法人は04年4月から、個人事業者は05年1月から、年間売上が1千万円を超えれば消費税課税事業者とされました。これにより消費税の新



規滞納発生は、04年の50万件から05年の65万件へ3割も増えました(図①)。1件あたりの滞納額は90万円から70万円に下がっていますが、より小規模な業者が滞納に追い込まれていることを表しています。

免税点を3,000万円に戻すのに必要な予算はわずか0.4兆円に過ぎません(国・地方含む)。小規模な業者ほど、経済・金融危機のしわ寄せを受けているいま、免税点の引き上げが待ったなしが必要です。

図① 消費税滞納新規発生件数



## 国保・医療の充実で、中小業者に安心と安全を

国保料(税)は他の健康保険料の2倍にのぼり、高すぎます。所得200万円の4人世帯で数十万円にもものぼるなど、所得の少ない人ほど重い負担を強いられます。払いきれない世帯が続出し、2008年の滞納は国保全世帯の2割を超え、453万世帯に達しています(図②)。うち158万世帯に正規の保険証が発行されていません。

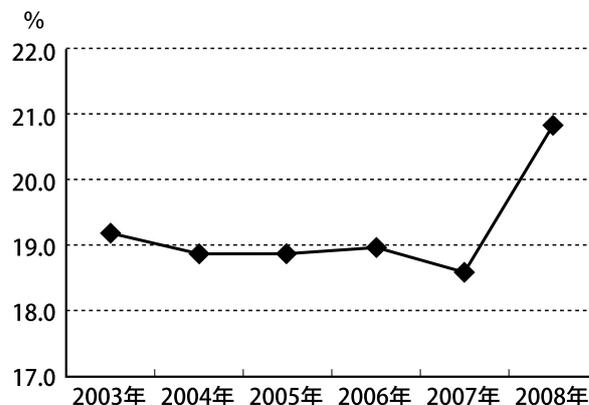
国民的な批判により、09年4月から中学生以下には無条件で6カ月の短期保険証を出すことになりました。短期保険証の交付は「子どもに限定せず」との政府答弁書も出されました。国は、国民皆保険の原則を遵守し、国保加入者全員に正規の保険証を交付すべきです。

群馬県や東京23区では、中学までの医療費無料化を実現。後期高齢者医療制度の廃止を求め意見書採択は、667自治体にのぼっています。

東京・日の出町では、75歳以上の医療費の窓口負担をなくしています。

国民の経済不安が高まるいまこそ、国民の生命の安心を保障するため、国の責任で医療の充実を図るべきです。

図② 国保滞納世帯の割合



## 雇用関係

経済・金融危機のなか、雇用の確保・安定は喫緊の課題となっています。厳しい中でも「歯を食いしばって」雇用を守る中小業者を支援するため、雇用調整助成金の積極適用が必要です。大企業が株主利益や配当を優先し、派遣・下請けの切捨てを横行させるもと、小規模・家族経営の事業主も雇用保険を受けられるようにすることが求められます。そもそも、大企業の横暴を規制することが必要です。

雇用調整助成金(現行「中小企業緊急雇用安定助成金」)を利用しても「社会保険料の事業主負担が経営を圧迫している」という声も寄せられており、社会保険料負担の軽減・免除も求められます。

雇用保険と労災保険は、この間の改悪で、政府の労働保険特別会計には、13兆円もため込まれています(2007年度)。この財源を活用すれば、雇用対策の拡充は可能です。

# 2

## 中小業者に必要な資金をまわす 緊急対策を実施する

- ①緊急保証を全業種対象にするとともに、融資することを原則とするネガティブリスト方式にし、保証期間を延長するとともに、据置期間を3年にする。
  - ▼日本政策金融公庫の融資姿勢を資金調達困難な中小業者に積極的に融資するという国民金融公庫以来引き継いできた本来の姿に戻し、金利を引き下げ、返済期間・据置期間を延長する。
- ②「貸し渋り」「貸し剥がし」を防止する。
  - ▼B I S基準（P15参照）による全国一律の規制をやめる。
  - ▼金融機関に融資拒否の説明責任を義務づける。
  - ▼信用組合、信用金庫の監督責任は都道府県に移管する。
  - ▼融資実行までの時間を短縮するよう、金融機関への監視・監督を強化する。
- ③自治体の「制度融資」の改善・拡充を促し、利息・保証料補助を実施する自治体への財政措置を拡大する。
- ④生活福祉資金を拡充する。生業費は、無担保・無保証人で低利、長期・3年据置とする。

第2の要求は、中小業者への資金繰り支援です。

政府がおしすすめてきた金融改革・金融自由化によって、金融機関はリスクに応じた金利を求める傾向を強め、与信（融資）を通じて企業を育てるという本来の役割を投げ捨て、株や証券の売買、投資など、直接金融への傾斜を強めてきました。こうした事態を招いた政策転換が必要です。

政府は、「金融安定化特別保証」を実施した際（1998年10月から2001年3月）に、信用保証協会に対して、保証申込者が「ネガティブリスト」（別項P14）に該当する場合を除き、原則として保証を承諾することとし、一般保証よりも審査を緩和させる措置をとりました。

しかし、08年10月31日から実施された緊急保証は、銀行主導の既存借入の借換えに利用され、実態に合わない業種指定方式と従来どおりの厳格な審査により、困難な中小業者への金融円滑化をはかるものとはなっていません（右記「帝国データバンク発表資料」参照）。

業種指定を受けるためには、業界や組合が全国的なデータを集め、所管省庁を経由して中小企業庁へ申請しなければならず、膨大な実務と時間を要します。この方式では対象外の中小業者をつくり、「崖から突き落とされる」という急激な危機に対応できません。

また、「政策金融公庫が税金、社会保険料の滞納や公共料金の支払遅延を理由に融資を断る」

### 本当に資金を必要としている業者に緊急保証は届いていない！

- ▼緊急保証申請企業の23.5%が融資減額、8.2%は審査通らず
- ▼67.1%（3社に2社）が金融機関から勧められて利用
  - ・「金融機関に既存借入の借換えを理由に勧められた」7.1%
  - ・「その他の理由で金融機関に勧められた」59.9%

<帝国データバンク発表資料（09年6月3日）より>

「保証協会の保証が得られても金融機関が融資しない」という事例が後を絶ちません。

国民金融公庫（後に国民生活金融公庫）を引き継いだ政策金融公庫には国民金融公庫がつけられた目的＝「銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金等の供給を行うこと」の精神に基づく融資姿勢を貫くことが求められています。そして、「貸し渋り」「貸し剥がし」を防止する対策や融資実行までの時間短縮が必要です。

緊急保証制度の据置期間延長を受けて、自治体

の間で「10年返済、据置期間2年」（別表P15）や「金利、保証料補助」など、制度改善の動きが広がっており、こうした自治体への財政支援を拡充する必要があります。

家族経営の存続が危ぶまれるときだけに、生業や生活を支える「生活福祉資金」をより活用しやすくすることは急務です。銀行が行う融資でさえ、保証人を求めない傾向が強まっています。保証人を必要とせず、返済期間・据置期間を延長し、金利を引き下げるなど、社会保障制度としての真価を発揮することが大切です。

## 3

### 自治体が行う地域・生活密着型の 創造的公共事業を応援し、 中小業者の仕事を増やす

- ①公共事業を住民生活・福祉充実型に転換して中小業者の仕事を増やす。
  - ▼学校建物等の耐震化や公共施設への太陽光パネル設置工事は分離分割発注で地元中小業者にまわす。
  - ▼地元産建材や自然エネルギーの使用をはじめ、小規模工事希望者登録制度、住宅リフォーム助成制度など、地域を主体にした創造的な公共工事への助成制度を拡充する。
- ②受注業者が赤字となる公共事業をなくし、中小業者の受注を増やす。
  - ▼地元建設業者への発注を重視する入札改革の実施。
  - ▼標準生計費を基準にした設計労務単価を保障する。
- ③中小企業への官公需発注を緊急に70%まで引き上げる。
  - ▼「官公需法」を遵守し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制する。
- ④地元の中小商店や飲食店での消費拡大をめざし、取扱い事業者に負担金をかけないプレミアム付商品券の普及を促進する。

3つめの要求は、公共工事・公共調達による中小業者への仕事おこしです。政府は「経済危機対策」で公立学校施設の耐震化や太陽光パネルの設置推進とともに、「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1兆3,790億円）、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）などを新たに

設け、地方単独の事業量確保を打ち出しました。地方自治体には、こうした動きを生かし、具体的に地域振興に役立てる責務があります。

この点では、自治体に対する政策提案と実施された制度を受注に結び付ける運動がポイントです。

## 公共事業を住民生活・福祉充実型に転換して 中小業者の仕事を増やす

「住民生活・福祉拡充型」の公共工事への転換については、山形県や京都府が公募型公共工事を開始し、市民からアイデアを募集していることが注目されます。道路の段差解消や信号機の設置、電柱の地下化や歩道・自転車道の整備、省エネ化・グリーン化、土砂災害危険箇所の緊急補修、自然エネルギーの開発や森林整備など、将来を見据えた生活基盤の整備について提案が寄せられています。

「学校耐震化」については、文部科学省によると08年4月時点での全国の公立小中学校の耐震化率は62.3%、高校は64.4%です。耐震化が急がれますが、一部の大手業者に発注が集中したり、耐震診断や補強設計を行う建築士が確保できないなどにより、取り組みが遅れている地域も多くあります。耐震化は①耐震診断、②補強設計、③工事の施行と3段階ですすみます。総額



2兆4千億円規模の臨時交付金は、この耐震化工事の自治体負担分に相当程度充当されることとなります。この活用にあたっては「地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する」と述べられています。補強工事を地域建設業の活性化につなげるためにも、診断と設計には行政が責任を持って計画をつくり、工事は地元業者に適正に分離し発注させることが必要です。

また、道路橋、河川管理施設、下水管路などのインフラ施設は、建築後50年を迎えて老朽化しており、放置すれば国民生活に大きな支障をきたす深刻な状況にあることが指摘されています。国土交通省全建設労働組合の試算では、道路の維持・管理だけでも約3兆3千億円の予算が必要です。身近なインフラの計画的な「維持管理・点検・修繕」が求められています。これらは地域の建設業者の仕事起こしにつながります。

この面から、民商・全商連が取り組みをすすめてきた「小規模工事希望者登録制度」「リフォーム助成制度」は全国に広がっています（全商連ホームページ参照）。09年4月現在、前者は46都道府県、411自治体、後者は19都道府県83自治体です。小規模工事は、競争入札資格のない未登録業者に自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を確保・拡大すること、それを通じ地域経済の活性化につなげる役割を

### 登録業者への発注状況分析し、行政へ積極的な働きかけで受注増やす

小規模工事希望者登録制度の活用をすすめている広島北民商では、市内各区の登録業者への発注実績を明らかにし、担当窓口に登録業者への発注増を要求。また、平均10万円、総額4億円の事業予算のうち3億円を占める学校関連予算（30万円までは学校長、30万円超は教育委員会が発注）獲得のため、教育委員会へ登録業者への発注を要望。同時に、民商域内の90を超える市立小中学校へ制度の内容を知らせ、登録業者への発注を求める文書と全登録業者名簿を同封し郵送するなど、登録業者の受注獲得をすすめています。教育委員会への申入れを行った役員は、その後、29件の工事を依頼されるなど、同制度での受注が増加。この厳しい経済状況のなかで、昨年11月以降、売上高を20～30%ふやしています。

広島北民商の原事務局長は「100年待っていても仕事は来ない」と語り、制度をいかす活動の重要性を強調しています。

もちます。リフォーム助成は、地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にするとともに中小業者の振興を図ろうとするものです。耐震改修、高齢者住宅対策、介護、環境対応などとあわせて利用されるために波及

効果が大いなのが特徴です。いま、各自治体は住宅の耐震化や省エネ化の推進、地元木材の利用などを促進する助成制度事業などに力を入れはじめています。こうした制度の創設を求めるとともに、それを使い実際の仕事確保につなげていくことが大事です。

## 受注業者が赤字となる公共事業をなくし、中小業者の受注を増やす

自治体においてもコスト削減の競争政策がとられてきたために一部の大型公共事業を除き、一般の公共事業は採算のとれない魅力のない分野になって「応札ゼロ」が多発する事態になっています。適正・公正な単価の実現と地域業者の保全・仕事確保の調和を考慮した入札制度改革への工夫が必要です。最低制限価格の引上げを行い無制限な競争に歯止めをかけることが求められます。

「赤字となる公共工事をなくす」ためには、設計労務単価の引上げが必要です。公共工事の積算の基礎となる2省協定賃金は、12年連続、年

平均500円もの下落が続いています。例えば、今年度の山形県での普通作業員の設計単価は11,200円です。しかし、ある一次下請業者は「本来、この単価は現場労働者の給料として支給されなければならない金額で諸経費は含まれないのが原則です。しかし、実際には、請負額のなかで適正な必要経費をなかなか認めてもらえない不合理があるため、本来労働者に支給すべき11,200円から3,000円を差し引き、会社の経費として補充せざるを得ない実態にある」と言います。

これを適正に引き上げることがまず必要です。

## 中小企業への官公需発注を緊急に70%まで引き上げる

第2は、パイを大きくすること。すなわち中小業者むけ仕事の発注を増やすことです。

政府は毎年「官公需について中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定しています(2009年度は52.4%)。そこでは中小企業者の受注機会の増大のための措置を定め、分離・分割発注の推進をうたい、「中小建設業者にたいする配慮」として「特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同の請負などの推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。また、地元建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うように努めるものとする」としています。

そのためにも入札制度を改革・改善する必要があります。地域要件をもうける、過度な価格競争にならないようにするため最低制限価格をもうける、ランク制など条件付の競争とするなどし、地域経済の持続可能性を守る観点からも、地元でできる工事は地元への原則をもとに、地元の業者の受注確保に努めることが必要です。



# 4

## 大企業による一方的な下請切りを許さず、「休業補償制度」を創設し、地域産業、下請製造業の生き残りを支援する

- ①国と大企業の拠出で基金を創設し、下請製造業者の「緊急休業補償制度」を実施する。
  - ▼中小貸し工場の家賃をはじめ、下請業者の固定費補助を行い、廃業を食い止め、モノづくりの技術・技能の継承を支援する。
- ②大企業の横暴・違法行為の根絶へ下請法の改正を。
  - ▼書類作成保存義務（下請法5条）の保存期間を延長する。
  - ▼下請法違反について違反金制度をもうけ、被害金額の3倍を損害賠償として加害企業に科すようにし、被害企業救済を実効性のあるものにする。
  - ▼下請振興基準を厳守させるよう、行政指導を強化する。
- ③「環境」「自然エネルギー」分野など、新たなものづくり基盤を担う中小業者の新技術や新製品の開発を支援する。

第4の要求は、急激に仕事が消滅した製造業者への「固定費補助」「休業補償」の実施です。発注切りに見舞われた製造業者は、「売上が家賃やリース代や返済に足りない。工具も買えない」（東京・蒲田民商会員）、「廃業が続いている」（東

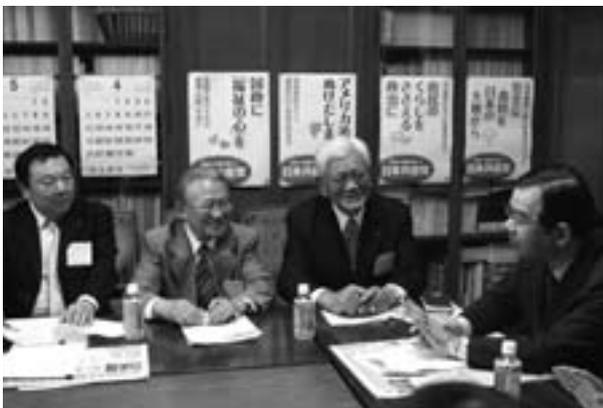
京・大田工業連合会会長）、「協同組合が存続できるかどうかの淵にある」（東京・京浜島のメッキ関連の協同組合理事長）という状況で、産業集積が崩壊しかけています。

### 下請製造業者の緊急休業補償制度を実施する

全商連の緊急要求を踏まえ、5月22日、国会において日本共産党の吉井英勝議員が「せめて緊急に貸し工場への家賃補助など固定費を軽減する補助制度を考えるなり、元請企業からの注

文にこたえるために行った設備投資あるいは減価償却やリース代の助成とか考えるべきではないか」と質問。二階経済産業大臣は「中小企業のものづくり技術力というのは、まさに日本の宝だと思うのです。それをこの不況のときに雲散霧消してしまうようなことをしてしまったのでは、何のための中小企業対策であるかわかりません。今のご指摘を受けて、早速、東大阪は東大阪、大田区は大田区、代表的な中小企業の技術集積地として認識をして、これに対する積極的な救済策、対応策を考えてみたい、このように思っております」と答弁しています。

政府は、09年度補正予算の雇用対策の柱として「失業給付を受けられない人などに職業訓練を条件に最大月額12万円の生活費を支給する」支援措置（3年間に30万人分を確保。期間は最



「5つの緊急要求」実現への協力を求め、日本共産党・志位委員長（右端）と懇談する全商連代表（右から国分会長、西村副会長、岡崎事務局長。4月16日）

大2年で調整。2,200億円)などの施策をまとめ、6月2日に発表しています。仕事がなくても固定費の支払いが続き、廃業の崖っぷちに立たされている中小業者には、失業者以上に支援の必要性は強いといえます。

この「固定費補助」や「緊急休業補償」は、大企業と国に一定の拠出を求めて基金をつくり、運用すれば十分実現できます。

例えば、資本金10億円以上の大企業（製造業約5,200社）の内部留保は01年度以降、激増。07年度の利益剰余金は、76.4兆円に達しています。これは、下請に低単価を押し付け、ため込んできたもうけです。

小栗崇資・駒澤大学教授は、「76.4兆円の利益剰余金の約4割強＝33.2兆円は取り崩し可能な換金性資産」と指摘しています（表①）。これからわずか2%の拠出を求め、国が同額を準備すれば1兆3,280億円の基金ができます。この基金（表②の合計1兆3,280億円）を小規模事業所数（表③「うち小規模事業所数」461,061）で割った金額は288万円。これを2年間で分割して支給すれば年間144万円（月額12万円）の補償が可能になります。各自治体の「ため込み金」（基金など）の一部を使えば、さらに拡充できます。

これは試算の一例です。政府が失業者対策並

みの7,000億円規模の予算を使えば、下請製造業者むけの「休業補償制度」は実現できるのです。

**表① 資本金10億円以上の製造業約5,200社の換金性資産（2007年度）**

現金・預金	13.8兆円
有価証券（短期）	7.3兆円
公社債（長期）	3.5兆円
その他の有価証券（長期）	1.4兆円
自己株式	7.2兆円
合計	33.2兆円

※「全国商工新聞」2009年3月23日付より

**表② 「緊急休業補償」制度の基金**

大企業の換金性資産の2% （表①の合計×2%）	6,640億円
国が同額を拠出	6,640億円
基金合計額	1兆3,280億円

**表③ 製造業事業所数（2006年）**

分類	事業所数	構成比
中小事業所数	544,629	99.4%
うち小規模事業所数	461,061	84.1%
大企業事業所数	3,530	0.6%
合計	548,159	100.0%

※中小事業所は総従事者300人以下。同じく200人以下は小規模事業所（「2008年版中小企業白書」より）

## 大企業の横暴・違法行為の根絶へ下請法の改正を

下請け重層構造は、日本独特の生産システムです。製造元の親企業と下請企業はいわば「運命共同体」ともいえますが、大企業はその優越的地位を利用して常に、低い単価、ゆとりのない納期で仕事を押し付け、下請を生産の調整弁として都合よく利用してきました。

世界同時不況の影響もあり08年の不当な代金減額などの下請法違反は前年の2.8倍になったと発表されていますが、これは氷山の一角にすぎません。「いくら求めても書面を交付しない」「検収後によく契約書をだし、その代金さえも減額する」など、違法は後をたちません。しかも、問題なのは、被害を受けた業者が勇気をもって

被害を申告しても、被害救済には結びつかないということです。171国会で「優越的地位の濫用」



不当な返品や代金減額を正すよう元請と交渉する岡山・津山民商の会員（右から2人目）

についても課徴金が科されるなど、独占禁止法の部分的な改正が行われました。

しかし、課徴金は国庫に入るものですし、現状の下請代金法の運用は大きな問題があり、減額行為や未払いがあっても、違反企業に対する支払い等の指導がまともに行われなという実態にあります。下請代金法の厳格な運用と実効

ある下請法への改正が、横行する下請いじめを防止して、ルールある経済社会をつくるうえでの課題になっています。

そのために違反金制度をもうけ、違反企業には被害金額の3倍の損害賠償として被害企業に交付させるなど、被害の救済に役立つ制度にすることが必要です。

## ■ 下請振興基準を厳守させるよう、行政指導を強化する

「振興基準」では、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者がよるべき基準を定めています。「取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間の短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること」と述べるとともに、「長期発注計画の提示及び発注契約の長期化」「発注の安定化及び発注量の平準化」「納期の適性化」はじめ、「経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮」など19項目にわたり細かく親事業者の遵守すべき事項を定めています。

今日のような経済情勢の急激な変化においても「その影響は極力親事業者が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努める」ことを振興基準は求めています。しかし、現実に起きていることは、大企業による身勝手な派遣切り・下請切りであり、さらに激しさを増す国際競争のなかで生き残りをはかるための下請企業群の再編です。価格競争も激しさを増し、採算がとれない加工単価に下落しています。こうした問題は、個々の企業の努力だけでは解決できない性格を持っていますので、行政がしっかりと法律に基づいた責任をはたしていくことが大事です。儲け本位の大企業の身勝手な横暴をやめさせ、ルールある経済社会を確立するために行政の役割の発揮が求められます。

## ■ 「環境」「自然エネルギー」分野など、新たなものづくり基盤を担う中小業者の新技術や新製品の開発を支援する

麻生内閣の「経済危機対策」では、「低炭素革命」や「21世紀型インフラ整備」と称し、地球温暖化防止にむけた取り組みを加速させるように見せかけていますが、実態はエコ対策としても効果が疑わしく、自動車や電気産業などの輸出依存型大企業の販売戦略を支援するにすぎないものになっています。

太陽光発電や風力、水力エネルギー、バイオ

など自然エネルギーなどの開発や省エネ化、非電化など中小企業の環境分野での新製品の開発への挑戦などを支援し、循環型の持続可能な経済へ、構造の転換をはかることです。この点、補正予算の成立をうけ、「ものづくり中小企業製品開発支援補助金（試作開発等支援事業、製品実証等支援事業）」がスタートしています。積極的に応募し活用することが必要です。

# 5

## 財源は、消費税増税ではなく、不公平税制の是正と大企業の内部留保を活用し、確保する

- ①税制「改正」法付則に盛り込まれた「2011年度までに必要な法制上の措置を講ずる」という消費税増税計画を中止・撤回する。
- ②大企業の法人税や所得税の最高税率を消費税導入前(1989年)の水準まで引き上げ、証券税制の優遇税率を20%に戻す。  
▼研究開発減税や海外子会社の配当非課税措置など、大企業優遇税制をやめる。
- ③政党助成金を廃止し、軍事費や大手ゼネコンだけが潤う不要・不急の大型公共工事などの無駄を削る。
- ④株式配当に使われた大企業の内部留保を下請業者支援や雇用確保に活用させる。

第5番目は、財源です。内需拡大を進めることが求められるいま、消費税率引き上げは論外

です。応能負担の原則を貫き、無駄を削って、財源を確保します。

### 消費増税計画は中止・撤回を

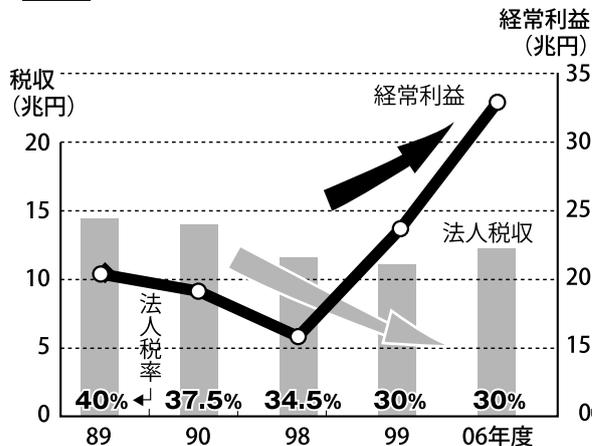
麻生首相は「2011年度に消費税の増税をお願いする」と公言しました。政府内では、「消費税率を2011年度以降、1%ずつ引き上げて、12%まで税率を上げる」という案が取りざたさ

れています。仮に税率12%への消費税増税が強行されれば、国民負担はさらに年間17.5兆円も増えることになり、とうてい認められません。

### 大企業・大金持ち優遇はやめ、消費税導入以前の税負担に戻すべき

消費税の導入以来、国民には「広く薄く」負担を求める一方、大企業・大金持ち優遇の減税が行われてきました。法人税は89年の40%から30%へ、所得税の最高税率は同じく65%から40%へ引き下げられ、大企業は利益を倍増させたにも関わらず、税負担は減っています(図③)。配当や証券譲渡課税にいたっては、消費税導入後の分離課税導入とその後の軽減税率の採用で極端な富裕者減税となっています(図④)。

図③ 大企業の経常利益と税負担



出所:財務省・法人企業調査  
 (注)大企業は資本金10億円以上の企業  
 (注)税負担は法人三税と固定資産税など合計

**図④ 資産家はこんなに減税されている  
(自社株配当長者ランキング)**

名前	肩書	配当額	消費税導入前税率 総合課税試算比減税額
山内 溥	任天堂相談役	97億7385万円	<b>34億2085万円</b>
柳井 正	ファーストリテイリング会長	63億1085万円	<b>22億0850万円</b>
福田吉孝	アイフル社長	40億4838万円	<b>14億1694万円</b>
毒島邦雄	SANKYO会長	40億1400万円	<b>18億0630万円</b>
松井道夫	松井証券社長	34億4563万円	<b>12億0597万円</b>
豊田章一郎	トヨタ自動車名誉会長	13億4064万円	<b>6億0329万円</b>
孫 正義	ソフトバンク社長	8億3036万円	<b>2億9063万円</b>
豊田章男	トヨタ自動車社長	5億4720万円	<b>2億4622万円</b>
奥田 碩	トヨタ自動車相談役	768万円	<b>269万円</b>
御手洗富士夫	キャノン会長	923万円	<b>415万円</b>
宮内義彦	オリックス会長	511万円	<b>230万円</b>

※富山泰一税理士著『消費税によらない豊かな国ニッポンへの道』より



**税金のムダづかいを削る**

政党助成金は1995年、小選挙区制と同時に導入されました。その後、毎年、国民一人当たり250円、年間320億円の税金が、受取を拒否した共産党を除く各政党に渡されています。国民の税金が支持しない政党にも強制的に回され、財政面から政党の自立を損ねるなど、政治が襟を正してまず改めるべきムダづかいです。

軍事費は、1980年当時の2兆円から、消費税導入後の20年間に2.4倍の4.8兆円に膨れ上がっています。日本の平和憲法にも、先進諸国が軍

事費を削減する流れにも逆行します。在日米軍に対する「思いやり予算」が、中小企業予算を大きく上回るといふ逆立ちが続いています。

09年度補正予算では、経済・金融危機を口実に、羽田空港の滑走路延伸、三大都市圏の環状道路整備、スーパー中核港湾の機能強化、整備新幹線の着実な整備など、不要不急の大型公共事業が復活しました。「1メートル1億円の東京外環道路」をはじめ、ゼネコン・大企業ばかりが潤う「大盤振る舞い」では、国民にツケを残すばかりです。

**大企業の内部留保を下請支援や雇用確保に**

大企業は、中小業者や労働者に低単価・低賃金・不安定雇用を押し付けて、ためこみ利益（内部留保）を増やしてきました。いまこそ、大企業の社会的責任を果たさせるためにも、政府が率先して内部留保の活用を促していくべきです。

**図⑤ 労働者派遣法改悪(1999年)を機に  
非正規雇用が増え賃金は低下、内部留保が急増**  
(1985年=100)



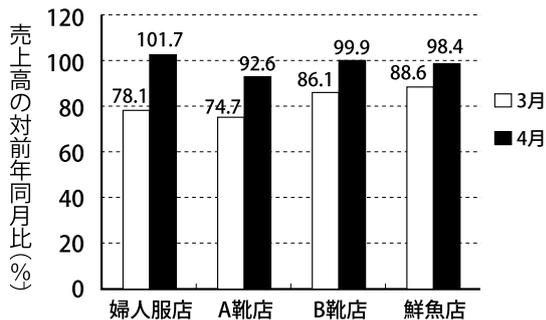
## ■資料

### ■中小業者を支える自治体独自のとりくみ

東京・八王子市 ▼「雇用維持奨励金制度」を創設（1従業員当たり5万円支給。1事業所の限度額100万円）  
▼「雇用調整助成金」の申請手続きを無料で補助する「申請サポート事業」を実施。

### プレミアム付商品券実施で売上増

A県B市にあるデパート内テナントの例  
※B市は4月にプレミアム付商品券を実施



### 2009年度予算案に盛り込まれた 県産材利用や金利補助などの新規事業（抜粋）

	事業の概要
島根県	▼地域活性化策として、県産木材と石州瓦を使った住宅の新築・増改築に対して一部を補助する【予算案に1億4,000万円計上】。住宅の新築・購入の際、県産木材を構造材に50%以上使用した場合は上限30万円補助。加えて石州瓦を使用した場合は、上限10万円を加算。増改築の場合は、上限15万円、石州瓦を使用した場合はプラス上限5万円を補助。屋根材に石州瓦を使用した場合、100万円以上の屋根替え工事は、上限10万円を補助。
埼玉県	▼緊急経済対策として、県産材を使った戸建て住宅の購入者の住宅ローン金利1%相当額を5年間100万円を上限に補助。対象は県内の住宅約2,000戸で、地域の工務店などが施工する注文戸建て住宅限定（条件は、子育てや親との同居・近居に必要、県と提携する金融機関のローンを利用、県産木材を使用することなど。所得制限なし）。

※「日本住宅新聞」（3月5日付）をもとに作成

### ■困難突破に役立つ政府、政策金融公庫の公式回答

#### ●過去の債務不履行、税金滞納などへの対応

\*中小企業庁・横尾事業環境部長答弁（2008年11月13日参院・財金委）

「緊急保証制度の運用においては、過去の債務不履行や税の滞納の事実のみを持って保証の判断をするのではなく、経営や事業の実態をよく見て判断すべきことを徹底しております。税の滞納がある場合には、滞納の解消に向けて、借り手がどのような態度をとっているのか、という点を良くお聞きし、保証の可否を判断することとなります」

\*「中小業者の融資改善を求める緊急国会内集会」での回答（2009年5月27日）

・中小企業庁金融課・小林課長補佐

「自己破産などで過去に免責されたことを理由に保証協会が保証を拒絶してはいけません」

・政策金融公庫・国民生活事業本部

「税金や社会保険料、公共料金の支払いが遅れたことを理由に融資を断ることはしません」

●元金返済の一時猶予（中小企業庁通達 2009年3月27日）

\*「日本政策金融公庫、商工中金及び保証協会においては、①将来の返済見込み、②金利支払いの継続、③民間金融機関による協調支援、などの要件を満たす場合には、元本返済の猶予に前向きに対応するとの方針を明確化することとしました」

### 「金融安定化特別保証」(98年10月～01年3月) で採用されたネガティブリスト

- 〔1〕破産、会社更正、会社整理等法的整理の手續中の場合（申立中の場合を含む。）又は再生手續中（申立中の場合を含む。）若しくは私的整理手續中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合並びに手形又は小切手について不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合
- 〔2〕粉飾決算又は融通手形操作を行っている場合
- 〔3〕多額な高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合
- 〔4〕税金を滞納し、完納の見通しが立たないような企業の場合
- 〔5〕暴力的不法行為者が申し込む場合又はいわゆる金融斡旋屋等の第三者が申込みに介在する場合
- 〔6〕業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合

※「金融安定化特別保証」では、上記項目に該当しない場合は、原則として保証承諾することとされました。

## ■困難突破事例

### ▼差押えされていても粘り強く対応

大阪・泉南民商 税務署と市役所の家屋差押えを理由に、保証協会に保証を拒否された食品加工業者。税務署と交渉し、換価しても税務署の優先順位は低く、国税徴収法48条2項の「無益な差押」に当たると指摘。税務署はこれを認め、差押えを解除。市には、滞納税額の100倍にもなる物件の差押えは国税徴収法48条1項「超過差押」で差押え禁止事項に当たると交渉し、解除させた。その後、保証協会、銀行と交渉し、融資実現の見通しをつけることができた。

### ▼過去の免責をのり越えて、新たな保証

神奈川・川崎幸民商 以前、自己破産し、保証協会への残債務300万円の免責を受けた。その後、会社を立

ち上げ、電気工事業を再開。新たな保証を申し込んだが、「債務が残っている」と保証拒否。商工新聞で5月27日の集会での中企庁の回答を見て、再度、信用保証協会と交渉。新規保証を得ることができた。

### ▼税金、社会保険料の滞納があっても政策金融公庫から融資

広島・福山民商 政策金融公庫に社会保険料、税金の滞納を理由に融資を拒否された運送業者。6回交渉するなかで、第三者保証人が条件として出された。全商連の「中小業者の融資改善を求める緊急集会」で実態を告発。公庫本部職員から「滞納があっても1年以内に完納見込みの場合は無担保・無保証人の融資対象」との回答を得て、7度目の交渉。地場産業を支え、雇用を守ってきた実績、事業の将来性も示し、融資実現。

自治体に創設または改善させた融資(返済期間10年・据置期間3年を中心に)

県名	制度融資の名称	金額(万円)	返済期間(年)		据置期間(年)
			運転	設備	
北海道	経済対策特別資金 景気変動対策特別貸付	5,000	10		3
青森県	一般事業活動資金	10,000	10	15	0.5
岩手県	中小企業経営安定資金 一般対策	8,000	15	-	3
宮城県	セーフティネット資金(一般枠・経営改善対策枠)	8,000	10		2
福島県	緊急経済対策資金 経営安定特別資金	5,000	10		1
新潟県	セーフティネット資金(経営支援枠)・緊急保証要件	3,000	10	-	2
群馬県	経営サポート資金	6,000	10		1(据置)
栃木県	緊急環境変化対策資金	5,000	10		1
東京都	原材料価格高騰対応等緊急融資(経営緊急)	8,000	10		2
神奈川県	緊急経済対策融資	8,000	10		2
静岡県	経営改善資金	5,000	10		1
愛知県	経済環境適用資金・セーフティネット	10,000	10		2
岐阜県	資金繰り円滑化借換保証	法人28,000 組合18,000	10		1
三重県	原材料価格高騰対応等緊急資金	10,000	10		2
富山県	緊急経営改善資金(借換制度)	8,000	10		1
京都府	中小企業緊急資金対策融資	8,000 (有担保20,000)	10		2
大阪府	緊急経営対策資金(府緊急)	8,000	10		2
兵庫県	経営円滑化貸付	10,000	10		2
和歌山県	経営支援資金(セーフティ枠)	5,000	10	-	1(据置)
奈良県	緊急特別対策資金(原材料価格高騰対応等)	5,000	10		2
滋賀県	セーフティネット資金	8,000	10		2
岡山県	経済変動対策資金	5,000	10		2
島根県	資金繰り円滑化支援緊急資金	4,000	10		2
鳥取県	経営改善対策特別資金	20,000	10		1
山口県	経営安定資金	8,000	10		2
香川県	経済変動対策融資	5,000	10		1
高知県	経済変動対策融資	8,000	9		2
福岡県	緊急経済対策資金	5,000	10		2
大分県	中小企業活性化資金 活性化融資	6,000	10		1
宮崎県	緊急経営対策資金 セーフティネット貸付	運転3000 設備5000	10	10	1(据置)

2009/6/14

**BIS 基準**＝国際業務を行う金融機関は自己資本比率が8%超、国内業務に限る銀行は4%の自己資本比率の確保が要求されます。この基準を割り込む金融機関には、金融庁から「早期是正措置」などの行政指導が行われます。

※「自己資本比率」は、自己資本を負債と自己資本の合計で割った数字。負債には融資残高が含まれるため、融資をしない、または回収を強めるなど、融資残高を減らすほど分母が小さくなり、自己資本比率が高まります。この基準による規制が「貸し渋り、貸しはがし」を招く要因になっています。

※なお、「緊急保証」付融資は、リスク「ゼロ」＝自己資本比率の計算上、分母に算入しない措置がとられています。

編集・発行 **全国商工団体連合会**

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13 Tel.03-3987-4391

E-mail : [info@zenshoren.or.jp](mailto:info@zenshoren.or.jp) URL <http://www.zenshoren.or.jp>

全国商工新聞を読みましょう。【週刊・1ヵ月500円】